

広島県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十四年二月十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年二月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道奥出雲高野線	庄原市高野町上湯川字餅ノ実七四〇番一地从先から庄原市高野町上湯川字餅ノ実七二三番一地从先まで	平成二十四年二月二日
	庄原市高野町上湯川字西鑪谷三三九番一地从先から庄原市高野町上湯川字西鑪谷三三九番一地从先まで	
	庄原市高野町上湯川字西鑪谷二四九番一地从先から庄原市高野町上湯川字西鑪谷二四九番一地从先まで	
	庄原市高野町上湯川字西鑪谷二七一番一地从先から庄原市高野町上湯川字西鑪谷二七一番一地从先まで	
庄原市高野町上湯川字西鑪谷二八一番一地从先から庄原市高野町上湯川字西鑪谷二八一番一地从先まで		